

議案第 6 2 号

羽曳野市税条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 10 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正により、個人市民税の公的年金からの特別徴収制度及び金融所得課税の一体化等の見直しが図られたことに伴い、関係規定の整備を行うとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市税条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日に属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第43条の5第1項中「当該年度の前年度において第43条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額」に改める。

第75条第1項第3号中「市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順」を「火災その他の災害」に改める。

附則第5条の4中「附則第15条第1項」の次に「、附則第15条の2第1項」を加える。

附則第9条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第17条第1項」に、「配当所得の金額(以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係

る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第15条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第17条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第15条の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第17条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第17条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「附則第 15 条第 1 項」とあるのは「附則第 15 条の 2 第 1 項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第 37 条の 11 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第 15 条の 3 の 2 から第 15 条の 7 までを削る。

附則第 15 条の 8 第 2 項中「附則第 15 条の 8 第 1 項」を「附則第 15 条の 4 第 1 項」に改め、同条第 5 項第 1 号中「附則第 15 条の 8 第 3 項」を「附則第 15 条の 4 第 3 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 15 条の 8 第 3 項」を「附則第 15 条の 4 第 3 項」に、「附則第 15 条の 8 第 4 項」を「附則第 15 条の 4 第 4 項」に改め、同項第 3 号中「附則第 15 条の 8 第 3 項」を「附則第 15 条の 4 第 3 項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第 4 号中「附則第 15 条の 8 第 3 項」を「附則第 15 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条の 8 第 3 項」を「附則第 15 条の 4 第 3 項」に改め、同条を附則第 15 条の 4 とする。

附則第 15 条の 9 を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 75 条第 1 項の改正規定 平成 26 年 4 月 1 日

(2) 第 43 条の 2 第 1 項及び第 43 条の 5 第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定
平成 28 年 10 月 1 日

(3) 附則第 5 条の 4、第 9 条の 3 及び第 15 条から第 15 条の 9 までの改正規定並びに次条第 3 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日

(経過措置)

第 2 条 平成 28 年 1 月 1 日前に発行された旧租税特別措置法第 41 条の 12 第 7 項に規定する割引債(同条第 9 項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第 7 項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)第 43 条の 2 及び第 43 条の 5 の規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後の地方税法第 317 条の 2 第 1 項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 5 条の 4、第 9 条の 3 及び第 15 条から第 15 条の 4 までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

羽曳野市税条例 新旧対照表

新	旧
<p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第 43 条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢 65 歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第 36 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 43 条の 5 において同じ。)の 2 分の 1 に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日に属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第 43 条の 3・第 43 条の 4 省略 (年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第 43 条の 5 当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第 2 項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して</p>	<p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第 43 条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢 65 歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第 36 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 43 条の 5 において同じ。)の 2 分の 1 に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1) <u>当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者</u> (2) 省略 (3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第 43 条の 3・第 43 条の 4 省略 (年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第 43 条の 5 当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第 2 項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第 43 条の 2</p>

課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2・3 省略

第43条の6～第74条 省略

(固定資産税の減免)

第75条 市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)・(2) 省略

(3) 火災その他の災害により、著しく価値を減じた固定資産

(4)・(5) 省略

2・3 省略

第76条～第114条 省略

附則

第1条～第5条の3の2 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の4 第23条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の3第1項、附則第10条第1項、附則第11条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第15条の2第1項又は附則第15条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第23条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第6条～第9条の2 省略

第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2・3 省略

第43条の6～第74条 省略

(固定資産税の減免)

第75条 市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)・(2) 省略

(3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

(4)・(5) 省略

2・3 省略

第76条～第114条 省略

附則

第1条～第5条の3の2 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の4 第23条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の3第1項、附則第10条第1項、附則第11条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項又は附則第15条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第23条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第6条～第9条の2 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第9条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第17条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第17条第1項及び第2項並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第9条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第17条第1項及び第2項並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 9 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) 省略

(3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 9 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(4) 附則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 9 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 9 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第 10 条～第 14 条 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 15 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 10 第 1 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第 17 条及び第 20 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第 18 条第 5 項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 19 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

(1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 9 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 省略

(3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 9 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 9 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 9 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第 10 条～第 14 条 省略

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 15 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 10 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第 17 条及び第 20 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第 18 条第 6 項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 16 号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。))に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第 17 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第 2 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 19 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 15 条第 1 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 省略

(3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 15 条第 1 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第 37 条の 10 第 1 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 15 条第 1 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 15 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 15 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに第 20 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第 18 条の 2 第 5 項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 17 号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。))に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第 17 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第 2 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 19

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 15 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 省略

(3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 15 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第 37 条の 10 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 15 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 15 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第 15 条の 2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 第 1 項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)又は同条第 1 項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第 1 項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項並びに次条において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第 18 条の 2 第 5 項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 第 1 項に規定する

条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第15条第1項」とあるのは「附則第15条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

第15条の3 省略

特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして施行令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項、次条及び附則第15条の5において同じ。)をした場合には、施行令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、施行令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第27条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

第15条の3 省略

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第15条の3の2 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第27条第1項又は第3項の規定による申告書(第3項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達され

る時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(附則第22条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

3 第27条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第2項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第15条の3の2第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式による申告書」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定の適用がある場合における第28条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第4項まで」とあるのは「若しくは第4項まで又は附則第15条の3の2第3項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「又は第4項まで」とあるのは「若しくは第4項まで又は附則第15条の3の2第3項において準用する前条第4項」とする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第15条の4 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項

において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第 1 項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が 2 以上の同条第 5 項第 1 号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第 18 条の 6 の 2 第 3 項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第 37 条の 10 第 2 項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第 18 条の 6 の 2 第 2 項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第 37 条の 14 第 4 項第 1 号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第 15 条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

（特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例）

第 15 条の 5 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座を有する場合における法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第 35 条の 2 の 4 第 4 項及び第 5 項に定めるところ

により行うものとする。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)

第 15 条の 5 の 2 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、施行令附則第 18 条の 4 の 2 第 10 項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第 24 条第 1 項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が第 17 条第 4 項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座(以下次条において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第 15 条の 6 所得割の納税義務者の平成 22 年度分以後の各年度分の法附則第 35 条の 2 の 6 第 12 項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第 27 条第 1 項の規定による申告書を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)に限り、附則第 9 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第 35 条の 2 の 5 第 3 項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座

内配当等について徴収して納入すべき府民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第17条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第9条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(附則第15条の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第27条第1項又は第3項の規定による申告書(第6項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第15条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第9条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)の計算上控除する。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第9条の3第1項及び第2項並びに附則第15条第1項の規定の適用については、附則第9条の3第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(附則第15条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」

と、附則第 15 条第 1 項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(附則第 15 条の 6 第 4 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。

6 第 27 条第 4 項の規定は、同条第 1 項ただし書に規定する者(同条第 2 項の規定によつて同条第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第 4 項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第 3 項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第 4 項の規定によつて同条第 1 項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第 4 項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第 15 条の 6 第 4 項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第 1 項の申告書」とあるのは「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第 5 号の 4 様式による申告書」と読み替えるものとする。

7 第 4 項の規定の適用がある場合における第 28 条の規定の適用については、同条第 1 項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 11 項(同法第 37 条の 13 の 2 第 7 項において準用される場合を含む。))において準用する所得税法第 123 条第 1 項の規定による申告書を含む。」と、「第 1 項から第 4 項まで」とあるのは「第 1 項から第 4 項まで又は附則第 15 条の 6 第 3 項において準用する前条第 4 項」と、同条第 2 項中「第 1 項から第 4 項まで」とあるのは「第 1 項から第 4 項まで又は附則第 15 条の 6 第 6 項において準用する前条第 4 項」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第 15 条の 7 租税特別措置法第 37 条の 13 第 1 項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。)により取得(法附則第 35 条の 3 第 9 項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした所得割の納税義務者(施行令附則第 18 条の 6 第 17 項に規定する者を除く。以下この条において同じ。)につい

て、租税特別措置法第 37 条の 13 の 2 第 1 項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第 35 条の 3 第 9 項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第 27 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による申告書又は第 5 項において準用する同条第 4 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 28 条第 1 項の確定申告書又は租税特別措置法第 37 条の 13 の 2 第 7 項において準用する同法第 37 条の 12 の 2 第 11 項において準用する所得税法第 123 条第 1 項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前 3 年内の各年に生じた法附則第 35 条の 3 第 12 項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第 27 条第 1 項又は第 3 項の規定による申告書(第 5 項において準用する同条第 4 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)

を提出しているときに限り、前条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第 15 条第 1 項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第 15 条の 7 第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。

5 第 27 条第 4 項の規定は、同条第 1 項ただし書に規定する者(同条第 2 項の規定によつて同条第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第 2 項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第 3 項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第 4 項の規定によつて同条第 1 項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第 4 項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第 15 条の 2 第 3 項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第 1 項の申告書」とあるのは、「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第 5 号の 4 様式による申告書」と読み替えるものとする。

6 第 3 項の規定の適用がある場合における第 28 条の規定の適用については、同条第 1 項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第 37 条の 13 の 2 第 7 項において準用する同法第 37 条の 12 の 2 第 11 項において準用する所得税法第 123 条第 1 項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第 3 項から第 5 項まで」とあるのは「若しくは第 3 項から第 5 項まで又は附則第 15 条の 2 第 5 項において準用する前条第 5 項」と、同条第 2 項中「又は第 3 項から第 5 項まで」とあるのは「若しくは第 3 項から第 5 項まで又は附則第 15 条の 2 第 5 項において準用する前条第 5 項」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の特例)

第 15 条の 8 1 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の特例)

第 15 条の 4 1 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附

則第 15 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第 22 条から第 24 条まで、第 24 条の 2 第 1 項、附則第 5 項第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 22 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項前段、第 24 条、第 24 条の 2 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 15 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第 3 条の 2 第 16 項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第 18 項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第 22 項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第 24 項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 15 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 省略

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 15 条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第 22 条から第 24 条まで、第 24 条の 2 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1

則第 15 条の 8 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第 22 条から第 24 条まで、第 24 条の 2 第 1 項、附則第 5 項第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 22 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 8 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項前段、第 24 条、第 24 条の 2 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第 15 条の 8 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 8 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 15 条の 8 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第 3 条の 2 第 16 項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第 18 項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第 22 項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第 24 項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 15 条の 8 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 15 条の 8 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 省略

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 15 条の 8 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第 22 条から第 24 条まで、第 24 条の 2 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1

項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第24条の2第1項中、「第17条第4項」とあるのは「附則第15条の4第4項」とする。

(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第3条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の適用がある場合を除く。)における第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについ

項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の8第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の8第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の8第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第24条の2第1項中、「第17条第4項」とあるのは「附則第15条の8第4項」とする。

(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第15条の8第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第3条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の8第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の8第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の適用がある場合を除く。)における第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第15条の8第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについ

てやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第17条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

以下省略

てやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第17条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の9 所得割の納税義務者が支払つた又は控除される保険料(租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。)については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第27条第3項の規定は、前項の納税義務者(同条第1項又は第2項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第3項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

以下省略